

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年11月27日提出

鹿沼市長 松井正一

専 決 処 分 書

令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分をする。

令和6年10月2日

鹿沼市長 松 井 正 一

令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度鹿沼市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,114千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,199,789千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		3,615,420	55,114	3,670,534
	3 委託金	263,279	55,114	318,393
歳	入	合	計	
		43,144,675	55,114	43,199,789

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,493,143	57,415	5,550,558
	4 選挙費	120,482	57,415	177,897
14 予備費		280,427	△2,301	278,126
	1 予備費	280,427	△2,301	278,126
歳 出 合 計		43,144,675	55,114	43,199,789